

退職給付会計に関する事項

◆採用している退職給付制度の概要

当金庫では、確定給付企業年金を採用しております。また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に別途加入しています。

●退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和3年度	令和4年度
退職給付債務(A)	1,776,742	1,809,762
年金資産(B)	1,407,227	1,397,910
前払年金費用(C)	-	-
未認識過去勤務(D)	-	-
未認識数理計算上の差異(E)	△71,743	△6,591
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	-	-
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	441,258	418,443

●退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和3年度	令和4年度
勤務費用(A)	100,318	100,030
利息費用(B)	5,297	5,320
期待運用収益(C)	△34,878	△35,181
過去勤務費用の費用処理額(D)	-	-
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△10,435	△14,570
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	-	-
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	60,302	55,599

●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和3年度	令和4年度
(1)割引率	0.30%	0.30%
(2)期待運用収益率	2.50%	2.50%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4)過去勤務費用の額の処理年数	-	
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	-	

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	195

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は5名です。(期中に退任した者を含む)
2. 左記の内訳は、「基本報酬」160百万円、「退職慰労金」34百万円であり、「賞与」の支払いはありませんでした。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象職員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいません。

(1)自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

- 1.自己資本を構成する主なものは、コア資本です。
- 2.コア資本は会員の皆様からお預かりしている出資金や、利益剰余金、一般貸倒引当金があります。
なお、当金庫では偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っております。

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	42,020	42,490
うち、出資金及び資本剰余金の額	852	852
うち、利益剰余金の額	41,201	41,671
うち、外部流出予定額(△)	33	33
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	313	241
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	313	241
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,334	42,731
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	142	104
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	142	104
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	21	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	163	104
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	42,170	42,627
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	184,821	186,664
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,993	9,039
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	193,814	195,703
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	21.75%	21.78%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。